

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
<p>栃木県企業局宇都宮ゆいの杜産業用地分譲要綱 (目的) 第1条 略 (分譲方式) 第2条 略</p> <p>(分譲対象業種等) 第3条 産業用地の分譲対象業種は、宇都宮市テクノポリスセンター地区計画の核施設地区(準工業地域)に立地可能な業種のうち、<u>航空機、医療機器、次世代自動車等の市場拡大が見込まれる先端ものづくり産業分野等とし、産業用地の特徴に沿い、かつ地域経済の活性化に寄与するものとする。</u></p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附則 この要綱は、令和2(2020)年6月4日から適用する。</p>	<p>栃木県企業局宇都宮ゆいの杜産業用地分譲要綱 (目的) 第1条 略 (分譲方式) 第2条 略</p> <p>(分譲対象業種等) 第3条 産業用地の分譲対象業種は、宇都宮市テクノポリスセンター地区計画の核施設地区(準工業地域)に立地可能な業種のうち、<u>本県ものづくり産業の戦略的な振興に資する次の分野とし、地域経済の活性化に寄与するものとする。</u> <u>(1) 自動車、航空宇宙、医療福祉機器</u> <u>(2) AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材</u> <u>(3) 食品関連</u></p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附則 この要綱は、令和2(2020)年6月4日から適用する。 <u>この要綱は、令和3(2021)年12月20日から適用する。</u></p>